

ご旅行条件書(国内募集型企画旅行)

旅行業法第12条の4による旅行取引条件の書面
及び同法第12条の5に定める契約書面の一部
(お申し込みいただく前に、この条件書必ずお読み下さい。)

1. 募集型企画旅行契約

(1)この旅行は、株式会社 日本ツーリスト(以下「当社」という)が企画・募集し実施する企画旅行であり、この旅行に参加される旅行者は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。又、契約の内容・条件は、募集広告(パンフレット等)のコースごとに記載されている条件のほか、本旅行条件書、最終日程表及び当社の「旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)」(以下「募集型企画旅行約款」という)によります。
(2)当社は、旅行者が当社に定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他のサービス(以下「旅行サービス」という)の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2. 旅行契約のお申し込み・予約

(1)所定の申込書に所定の事項を記入し、お一人につき予約確認書に記載されている申込金、又は旅行代金全額を添えてお申し込みいただけます。申込金は旅行代金、取消料又は運送料のそれぞれの一部として取り扱います。

旅行代金	申込金
20,000円以上 50,000円未満	10,000円以上
50,000円以上 100,000円未満	20,000円以上
100,000円以上	30,000円以上

但し、別途予約確認書に申込金の記載がある場合はその定めるところによります。
(2)当社は電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約の申込みを受けことがあります。この場合、予約の申込時点で契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます。この期間内に申込金が提出されない場合当社は、予約がなかったものとして取り扱います。
(3)申込書と申込金の提出があったときは、旅行契約の締結の順位は、当該予約の受付の順位によることとなります。
(4)申込金は、旅行代金の一部として繰り入れます。又、旅行者の任意による解除のときは、所定の取消料の一部として取り扱い、所定の期日までに旅行代金を支払われないうときは、所定の運送料の一部として取り扱います。

3. 申込条件

(1)15歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同行を条件とします。15歳以上20歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同意書が必要です。
(2)参加にあたって特別の条件を定めた旅行については、ご参加の方が性別、年齢、資格、技能、その他の条件に合致しない場合、ご参加をお断りする場合があります。
(3)身体に障害をお持ちの方、血圧異常、心臓病等現在健康を害している方、妊娠中の方、補助使用者の方等、特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出下さい。当社は可能な範囲内でこれに応じます。
なお、旅行者からのお申し出に基づき、当社が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は旅行者の負担とします。
現在健康を害している方、妊娠中の方は医師の診断書を提出していただく場合があります。いずれの場合も現地事情や運送・宿泊機関等の状況により、お申込みをお断りさせていただくか、介助者・同伴者の同行などを条件とする場合があります。なお、ご参加の場合にはコースの一部内容を変更させていただく場合があります。
(4)当社は、旅行中の旅行者が疾病、傷害等により、保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用は旅行者の負担とし、旅行者は当該費用を当社が指定する期日までに当社が指定する方法で支払わなければならないとします。
(5)旅行者の都合による別行動は原則としてできません。但し、コースにより別途条件(手配旅行契約等)でお受けすることがあります。
(6)他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するときはお申込みをお断りすることがあります。
(7)その他当社の業務上の都合で、お申込みをお断りすることがあります。

4. 契約の成立と契約書面・確定書面の交付

(1)旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。
(2)当社は、旅行契約が成立した場合は速やかに、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」という)を旅行者にお渡しします。
(3)契約書面で、確定された旅行日程又は運送もしくは宿泊機関の名称が記載できない場合には、これらの確定状況を記載した書面(最終日程表)(以下「確定書面」という)を旅行開始日の前日までに交付いたします。
但し、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前に当たる日以降に旅行契約の申込みがなされた場合は、旅行開始日当日に確定書面を交付する場合があります。
また、交付期日前であってもお問い合わせいただければ当社は手配状況についてご説明いたします。

5. 旅行代金のお支払い

旅行代金の残額は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日(以下「基準日」という)より前にお支払いいただけます。但し、基準日以降にお申込みをされた場合は、予約確認書に記載している期日までにお支払いいただけます。

6. 旅行代金に含まれているもの

(1)パンフレットに明示した運送機関の運賃・料金、宿泊費、食事代、観光料金(入場・拝観・ガイド等)、及び消費税等諸税(但し、基準期日現在に公示されているものに限ります)。
(2)添乗員兼コーチが同行するコースでは、この他に添乗員兼コーチ経費、団体行動に必要な心付けを含みます。上記諸費用は、旅行者の都合により、一部利用されなくても払い戻しはいたしません。

7. 旅行代金に含まれていないもの

第6項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
(1)旅行日程中の「フリースタイム」「自由行動」「各自で」「旅行者負担」等と記載されている区間の交通費等諸費用
(2)超過手荷物料金(規定の重量、容量、個数を越える分について)
(3)クリーニング代、電報・電話料、追加飲食費等個人的性質の諸費用およびそれに伴う税・サービス料
(4)自宅と出発地・解散地の間の交通費、宿泊費等
(5)希望者のみ参加されるオプションツアー(別途料金の小旅行)の代金
(6)基準期日以降に公示された日本国内の空港施設使用料、諸税
(7)障害・疾病に関する医療費

8. 旅行契約内容の変更

当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行者にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービス内容その他の旅行契約の内容(以下「契約内容」という)を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

9. 旅行代金の額の変更

(1)当社は、利用する運送機関の適用運賃・料金が、第24項の基準期日以降に著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されるときは、その範囲内で旅行代金を変更することがあります。その場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に旅行者にその旨を通知します。
(2)本項(1)の定めるところにより旅行代金を減額するときは利用する運送機関の運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。既に旅行代金のお支払い後であった場合は、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払戻しいたします。
(3)第8項の規定に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、運送料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。)の減少又は増加が生じる場合(費用の増加が、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行なっているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合を除きます)には、当該契約内容の変更の際はその範囲内において旅行代金を変更することがあります。
(4)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず該当利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更します。

10. 旅行者の交替

旅行者は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。この場合、当社所定の用紙に事項を記入の上、交替に要する実費とともに当社に提出していただきます。

11. 旅行者による旅行契約の解除・払戻し(旅行開始前)

(1)旅行者はいつでも、第15項に定める取消料を当社に支払って旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の取消日は、旅行者が当社及び旅行業法で規定された「受託営業所」(以下「当社ら」といいます。)のそれぞれの営業日、営業時間内に取消をする旨をお申し出いただいた時を基準とします。お申し出の期日により取消料の額に差が生じることもありますので、当社らの営業日、営業時間、連絡先(電話番号、ファクシミリ等)および連絡方法はお客様自身でも申込時点で必ずご確認ください。
(2)旅行者は次に掲げる場合においては、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
(a)契約内容が変更されたとき。但し、その変更が第21項の表の左欄に掲げるもの、その他の重要なものであるときに限ります。
(b)第9項(1)に基づいて旅行代金が増額されたとき。
(c)天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
(d)当社が、旅行者に対し第4項(3)で定めた期日までに、確定書面をお渡ししなかったとき。
(e)当社の帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。
(3)当社は、本項(1)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは

は申込金)から所定の取消料を差し引いて払戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項(2)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)全額を解除日の翌日から起算して7日以内に払い戻しいたします。
(4)旅行者の都合で旅行開始日及びコース変更される場合は、旅行者が当初の旅行契約を解除し、新たに旅行契約を締結していただくこととなります。この場合当社は第15項の旅行契約の解除日に基づく取消料を申し受けます。

12. 旅行者による旅行契約の解除・払い戻し(旅行開始後)

(1)旅行者のご都合により途中で離脱された場合は、旅行者の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
(2)旅行者の責に帰さない事由により確定書面に従った旅行サービスの提供を受けられない場合には、旅行者は当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約解除をすることができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分から、取消料、運送料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額(当社の責に帰すべき事由によるものでないときに限ります。)を差し引いたものを旅行者に払い戻しいたします。

13. 当社による旅行契約の解除(旅行開始前)

(1)旅行者が当社所定の期日までに旅行代金を支払われないうときは、当社は当該期日の翌日に旅行契約を解除することがあります。この場合、第15項に定める解除期日相当の取消料と同額の運送料をお支払いいただきます。
(2)当社は次に掲げる場合において、旅行者に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
(a)旅行者が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。
(b)旅行者が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行に耐えられないと当社が認めるとき。
(c)旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が認めるとき。
(d)旅行者が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
(e)旅行者の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目(日帰り旅行については3日目に当たる日より前に、旅行を中止する旨を旅行者に通知します)。
(f)スキーを目的とする旅行における必要な降雪量などの旅行実施条件であって、契約の締結の際に明示した条件が成就しないおそれが極めて大きいとき。
(g)天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

14. 当社による旅行契約の解除(旅行開始後)

(1)当社は次に掲げる場合において、旅行契約を解除することがあります。
(a)旅行者が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないと当社が認めるとき。
(b)旅行者が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社への指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
(c)天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
(2)本項(1)により旅行契約の解除が行なわれたときであっても、旅行者が既に提供を受けた旅行サービスに関する契約は有効に履行されたものとします。費用は、旅行代金のうち旅行者がこれまでその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に既に支払い、又はこれから支払うべき取消料・運送料その他の名目による費用を差し引いて、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払い戻しいたします。
(3)本項(1)、(a)、(c)により、当社が旅行契約を解除したときは、旅行者の求めに応じて出発地に戻るための必要な手配をいたします。この場合に要する費用の一切は旅行者のご負担となります。
(4)集合時刻を過ぎても集合場所にお越しにならない場合、旅行契約を解除することがあります。この場合、権利放棄とみなし払い戻しはできません。

15. 取消料

旅行契約の成立後、旅行者のご都合で旅行を取り消される場合には、旅行代金に対して、お一人につき下記の料率の取消料をお支払いいただきます。

区 分	取 消 料
③旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目(日帰り旅行にあっては10日目に当たる日以降に解除する場合④から⑦までに掲げる場合を除く)	旅行代金の20%
④旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に解除する場合③から⑥までに掲げる場合を除く	旅行代金の30%
⑤旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の40%
⑥旅行開始日当日に解除する場合⑤に掲げる場合を除く	旅行代金の50%
⑦旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

